

# 日本統治下台湾の社会教育用教本 『新国語教本』(1933)の性格<sup>1)</sup>

ふじ もり とも こ  
藤 森 智 子

## 1 はじめに

戦前日本のアジアへの教育関与に関する研究は、今日多くの研究者に取り上げられている。その中でも日本統治下台湾における学校教育に関しては、台湾史や日本語教育史を始めとする多くの研究分野において、少なからぬ業績が見られる。

台湾人に対する日本語教育は、1895年の台湾領有以来、1945までの50年あまりの間、台湾総督府にとって重要政策のひとつであった。1895年、日清戦争後、下関条約により台湾割譲が決まると、未だ接收が終わらぬうちに伊沢修二等を中心に、日本語等を教授する学校「芝山岩学堂」が設立され、一部台湾人子弟に対して日本語が教えられ始めた。ここでの教育が軌道に乗ると、翌1896年には「国語伝習所」として台湾各地14カ所に日本語教育機関が設立された。これらは、1898年には台湾人向けの初等教育機関である公学校となり、その後も公学校は各地に増設され、また、同時に、師範学校や高等女学校などの高等教育機関も設立され、日本語は学校教育を通じて、台湾社会に浸透していったのである。

しかしながら、台湾での日本語普及率が飛躍的に伸びるのは、1930年代以降、公的な社会教育機関「国語講習所」が各地に設置されてからである。「国語講習所」は学校に通わない多くの台湾民衆に対し、主に夜間に日本語を主とした教育を行った社会教育機関である。ことに皇民化運動が盛んになる1937年以降、「国語講習所」は台湾各地に増設され、台湾人の教化の上で、学校教育と並び重要性を帯びて来た。

従来の研究は、台湾の公学校を中心に、教育制度や教本の分析等がみられるが、社会教育に関する研究は未だ少ない。筆者はこれまで、台湾総督府の社会教育政策や制度の展開、また実際に「国語講習所」に関わった人物たちへの面接調査を通じて、当時の社会教育を検討してきた<sup>2)</sup>。本稿では、これらの検討の一環として、社会教育用教本の内容を分

1) 本稿は、平成16年度、17年度科学研究費補助金の給付を受けて行った「植民地台湾における社会教育・初等教育の国語教科書研究」(課題番号:16720123)の研究成果の一部である。

2) 「国語講習所」に関しては、拙稿「1930年代初期台湾における国語講習所の成立とその宣伝」『法学政治学論

析したい。社会教育用教本は、各「国語講習所」で編纂されたものなど、多くのものがあるが、本稿では、台湾教育会が編纂した『新国語教本』（1933）を取り上げ、その内容を検討する。

## 2 1930年代台湾の社会教育状況

先に述べたように、台湾において、公的な社会教育施設が設置されたのは1930年代に入ってからである。学校に通わない台湾人に対する日本語を中心とした社会教育が各地で盛んになり始めたのは、1914、5年からである。各地で社会的エリートたちが社会教化の一環として「国語普及会」などを設立し始めた時期である。こうした日本語普及は、1920年代に入ると、社会教化団体の主要事業の一つとなり、さらに、1927年、総督府及び各州に社会教育係が設けられてからは、社会教育行機関の重要事業として、日本語普及が盛んになっていった。

各地で行われていた社会教育に対して、それらをまとめる規程が各州で出されるようになったのは、1930年である。1930年4月2日、台北州訓令第9号により「国語講習所要項及簡易国語講習所要項」が発布され、講習時間や講習生、教職員などに関する要項が定められ、各市街庄が国語講習所を設立する際の拠り所とされた。この要項の発布により、従来の私設の国語普及事業は、初めて統一性のある公的事業となったのである。

翌1931年になると、台南州、台中州、台東庁などでも、相次いで「国語講習所」の要項が発布された。「国語講習所」の講習費は無料であり、各州庁が負担していたが、各地で講習所が増加すると、総督府は1931年12月に「台湾に於ける公立の特殊教育施設に関する件」（府令第73号）を発布し、「国語講習所」を含む公立の特殊教育施設に対して、統一的な規定を定め、国庫補助を行うこととし、市街庄において設立される「国語講習所」を簡易な日本語教育施設として正式に確立した<sup>3)</sup>。

この府令が発布されてから、「国語講習所」制度は公立特殊教育施設の一部となったのである。そして、これを受けて、1932年に花蓮港庁、1933年に新竹州、高雄州でも「国語講習所」要項が発布され、台湾全島に「国語講習所」の制度が確立されていった。これらを受け、台湾教育会が「国語講習所」のために編纂したのが『新国語教本』巻1-3である。実際には、「国語講習所」で使用されていた教科書や教材は多岐にわたり、現場の教員によっても差異があったようである。ここでは、台湾教育会が編纂したものを取り上げることで、当時の台湾民衆に対し、為政者が教育しようとしたものを検討したい。

究』第40号、1999や「皇民化期（1937-45）台湾民衆の国語常用運動-小琉球「国語講習所」「全村学校」経験者の聞き取り調査を中心に-」『日本台湾学会報』第6号、2004等を参照。

3) 「国語講習所」の各州庁の要項とその普及状況については、前掲「1930年代初期台湾における国語講習所の成立とその宣伝」を参照。

なお、『新国語教本』は、1933年に第一版が出版され、日中戦争が勃発した1937年に改訂版が出版されているが、本稿では1933年出版のものを検討する。

### 3 『新国語教本』の性格

#### 3-1 『新国語教本』及び『新国語教本教授書』の内容構成

本節では、教本の内容構成を検討する。まず、『新国語教本』の構成を概観し、続いて、その教授書である『新国語教本教授書』について検討する。『新国語教本』は、挿し絵と単語や文からなる日本語教科書である。1933年に第一版が出版されたが、出版年月日、課数、ページ数は、それぞれ、巻1が1933（昭和8）年12月4日、全53課、62頁、巻2が1933（昭和8）年12月20日、全45課、86頁、巻3が1933（昭和8）年12月23日、全45課、103頁である。教本の各ページは本文と、その上の細かい欄からなっている。この上段の欄には本文の新出文字、漢字、発音が表記と異なるもの（例えばサウ（サウデス）、モウ（イモウト）、カフ（ムカフ）など）が記されている。これは公学校用の『国語読本』と同様の形式である。

巻1の第12課までは単語と名詞を助詞で結んだ表現が続く。第1課から第7課まではアメ、ハサミ、イモなどの身近なものの名称、そして第8課から第12課まではランドリ トメンドリ、クサ ノ ナカ ニ ヘビなどの二つ以上の名詞を助詞で結んだ表現が続く。第13課は五十音であり、それ以降第53課まで、そして巻2、巻3とも対話形式の文章及び「～です・ます形」の文章が互いに所々に配置されている。

『新国語教本』には、教授の際の参考書がある。『新国語教本教授書』は、『新国語教本』の翌年に第一版が出版された。この参考書は、『新国語教本』の各課に対応した形で構成されているが、各巻の出版年月日、ページ数は、それぞれ、巻1が1934（昭和9）年4月30日、全204頁、巻2が1935（昭和10）年5月20日、全265頁、巻3が1935（昭和10）年5月20日、全338頁であり、教授の際に必要な教材から指導要領までが詳しく記されている。冒頭の緒言には各巻約5ページにわたり、この教授書の構成や教授の際の注意点などが書かれている。

緒言には、巻1、2、3ともに各々12に亘る項目が書かれているが、全巻を通して挙げられているのが、会話の重視といえよう。練習を多く行わせる上で、実物教材や掛け図、場合によっては生徒を現場へ引率するなど、教師が行いうる工夫について細かく記されている。文字については、初歩は読み方書き方を教授するとしているものの、程度が高くなると漢字が読めることに重きをおいているが、筆記に関しては教師の裁量に任されている。綴り方は、最終的に手紙文を書く事ができるというところに目標を設定している。ここは、公学校等の『国語読本』とは差異をなすところであろう。

これら詳細な緒言から分かる事は、「国語講習所」においては話し方を中心にした教育

が期待されていたということ，したがって教科書の内容も話し方や読み方の合間になるべく自然に会得できるよう教師の工夫が求められている。これらは，講習生の実生活により即した教育を行おうという姿勢ととれる。講習生の多くは日中働き，夜に講習所に通うという生活であった。かれらに公学校高学年程度の日本語習得を求めるのはあまり現実的ではない。当時社会教育にはより実際の生活にあったものが求められていたことが伺えよう。

『新国語教本教授書』全3巻の大きな構成は，巻1の第17課までが挨拶表現や基本表現であり，巻1の第18課以降及び巻2，巻3は『新国語教本』の各課にそって書かれている。その内容は，極めて詳細に授業の組み立て方や教室運営の方法から，必要な教材，準備に加え，教室内で使う日本語，指導上の注意までも示している。その背景には，「国語講習所」の講師が様々な人々によって構成されていたことが挙げられよう。各地方の各々の事情により，「国語講習所」では，公学校の教師のような教員資格を有するものばかりが教えていたとは限らなかったのである<sup>4)</sup>。このような教授方法を示すことで，さまざまな背景を持つ講師に対して一定水準の水準を保たせることが可能となろう。また，国語教授のみならず作法にも触れている点が，「国語講習所」が学校のように集団生活の訓練をも行うという性質を兼ね備えていたことをうかがわせる。

### 3-2 『新国語教本』形式上の特徴

#### 3-2-1 表記

表記の面では，『新国語教本』は，公学校や普通学校，あるいは「内地」の小学校などの『国語読本』と比較すると，口語体を使用しているところが特徴的である。表1は表記の区分を表したものである。

表1 表記区分

表記 \ 巻数	巻一 (全53課)	巻二 (全45課)	巻三 (全45課)
カタカナ	31 (13課は50音のため除く)	—	—
ひらがな	—	—	—
カタカナ+漢字	21	20	10
ひらがな+漢字	—	25	35

他の『国語読本』にも共通していることであるが，最も初歩の段階はカタカナの導入から始まる。そしてカタカナの次にひらがなが導入されている。さらに漢字混じりの文の課

4) 筆者の聞き取りでは，公学校の教師が「国語講習所」の講師を務めていたほか，公学校卒業の者が仕事の傍ら夜間に教鞭を取っていたり，保甲の役員が教えていたなど，必ずしも教員としての訓練を受けていない地方の有識者が講師を務めていた例が少なからずあった。

がこれらに混じって配置されている。

最も初歩の巻1はカタカナのみの課が多く、これらは第1課から第12課までで、アメ、ミノ、カサ、カラカサ(1-1)といった単語やイヌ ト ヤギ(1-9)、ツルベ ノ ナカニ ミヅ(1-10)などの助詞を使って二つ以上の単語を接続する表現である。第13課の五十音図以降は、課によって漢字混じり文となっている。例えば、「アナタ ハ ドナタ デス カ。」「ワタクシ ハ 陳阿水 デス。」(1-15)、「コノ マグロ ハ イクラ デス カ。」「百グラム デ 十セン デス。」(1-27)など、人名や数字を表す漢字が導入されてくる。

表1からも明らかなように、巻2、巻3になるとカタカナのみの課はなくなり、漢字混じり文のみとなり、より高度な巻3はカタカナ漢字混じり文よりもひらがな漢字混じり文の方が多いたことが分かる。ちなみにひらがなのみの課は全巻を通じて存在しなかった。

### 3-2-2 漢字

初出の漢字は巻1の第15課、陳阿水という人名である。巻末には付録として漢字表が付いているが、新出漢字は巻1が15語、人名、数字、曜日などの漢字が主であるが、人名に関しては振り仮名付きである。巻2の新出漢字は158語、巻3が149語である。ただし巻2、巻3に出てくる漢字は「国語講習所」や「安心」などの単語も一語として勘定されている。また、巻3の新出漢字は巻2より少ないが、漢字自体は既出のものもあること、また同じ漢字でも違う読み方をする読み替え漢字があるため、実際は漢字混じりの程度はより後ろの課になる程多くなっている。

### 3-2-3 仮名遣い

歴史的仮名遣いである。テンチャウセツ(天長節2-1)、セイタウグワイシヤ(製糖会社2-1)、ソツゲフ(卒業2-1)など、実際の発音と表記が違うものである。これは、他の『国語読本』とも共通する。

### 3-2-4 文体

文体は、巻1から巻3まですべてが口語体であり、その中でも二人の人物が会話をしている対話文と「～です・ます形」の文が大半を占める。「～だ体」の文や、文語体、候文は全くない。巻3の第34課「請求書と領収証」に示されている請求書の中に「～候也」という表現があるが、これは文というよりは形式的な表現であるため、候文と見なさなかった。なお、同時期台湾の公学校で使用されていた公学校用『国語読本』(第三期)に「～だ体」が出るのは巻7の第10課、候文は巻8の第10課であり、これら文体は比較的高学年になってから導入されるものであることが分かる。

表2は、各巻のそれぞれの課に現れる文体を分類したものである。表2に示されるとおり、各巻とも文章は口語体、中でも対話と「～です・ます形」とに大別される。巻1は第13課までは、単語などが挙げられているのみで文がないため除外することとした。残りの40課中、28課が対話、11課が「～です・ます形」、1課が「赤い鳥小鳥」の歌であった。

巻2は、全45課中32課が対話、13課が「～です・ます形」であった。対話に比べて「～です・ます形」が増えてくるのは巻3である。45課中半数以上の23課が「～です・ます形」、20課が対話となっている。

表2 文体区分

文体 \ 巻数	巻一 (全53課)	巻二 (全45課)	巻三 (全45課)
対話	28	32	20
～です・ます形	11	13	23
詩歌	1	—	—
その他	—	—	2

巻1の第1課から第13課までは、文がないため除外する。

これら二つの文体を主に使用している点は、公学校用『国語読本』の巻7程度までと同様であるが、公学校用『国語読本』には詩歌が多く含まれるが、『新国語教本』にはわずか1課しか含まれない点が相違点であろう。詩歌という文学的要素を含むものよりは、より実際に即した会話を対話形式で提示することや、丁寧な「～です・ます形」を使った口語体を生徒に覚えさせることに重きをおいているように考えられる。

### 3-2-5 実物教材

表2に挙げたその他の文体2課とは、巻3第34課の「請求書と領収証」、同じく第44課の「くわうこく」である。この二つの課は、他の国語読本に類を見ない課であり、それぞれ請求書と領収証、広告が載せてあり、文章はない。これは今日の日本語教科書にも見られる、実物を使った教材と言えよう。この点はこの教科書の利用者に年長者があり得ることを想定しているとも考えられる。実際、「国語講習所」には年長の民衆も通っていたため、彼らの社会生活に直接役立つ課を設定することも必要であったであろう。生徒の年齢が比較的若年である公学校との違いが現れていると言えよう。

例えば、巻3の第34課「請求書と領収証」の指導要領を見ると、代金支払いの方法や請求書や領収証がどのような時に使われるのかといった実際のやりとりをも、実物を示して指導するように記されている。これら教材は「国語講習所」が社会常識を身につける場でもあったことをうかがわせよう。

### 3-2-6 文法

『新国語教本教授書』巻1の第2課から第17課までには初級文法の提出順が「表現形式」として書かれている。文法は、「これ、それ、あれは何ですか」(第2課)といった現在の日本語教育でも初歩に位置づけられるものを最初に導入している。続いて疑問形の「これ、それ、あれは○ですか」(第3課) それに対する答え「はい、そうです。いいえ、ちがいます。」(第4課)、「どれが○ですか。」「これ、それ、あれが○です。」(第5課)が導入される。そしてこの「こ、そ、あ、ど」を使いながら「○の○○」、例えば木の葉、竹

の枝といった助詞「の」を導入し(第6課),次には赤い花,大きな箱などの「い形容詞」や「な形容詞」を示している(第7課)。なお,指導上の注意には台湾語話者の陥りやすい注意として,「おおきいな箱」といった誤用例が挙げられている。

そして「どなた」,「○さん」といった名前を尋ねる問答を導入し(第8課,第9課),そこに既出の助詞「の」を入れて「○さん,先生の本を持っていらっしやい。」(第10課)といった命令形で実際に動作をさせるよう指示されている。

同様に「ここ,そこ,あそこに○があります,います」(第11課,第12課)を提示している。ここでも「あります,います」の誤用に注意するように指導されている。第13課は既出の表現の組み合わせから疑問文「ここに何がありますか。」「そこに車があります。」等の文章例が挙げられている。続いて「○はどこにありますか,いますか。」「○はここ,そこ,あそこにあります,います。」(第14課),「どこに○がありますか。」「○○の上にあります。」(第15課)などの場所に関する表現が続く。

第16課になると,「こちらにいるのは何ですか。」「こちらにいるのは○です」という,「こちら,そちら,あちら」などの丁寧な表現と,「いるのは,あるのは」という表現が提示されている。この段階ではまだ動詞を使わず,「いる,ある」のみの練習となっている。

動詞が導入されるのは第17課である。「阿仁さんはどうしてですか。」「阿仁さんは走っています。」など,動詞の「～て形」が導入されている。教授書には語句として,「立つ,こしかける,歩く,休む,走る,止る,ねる,起る,笑う,おこる,なく,よろこぶ(以下省略)」などの動詞の辞書形が提示されている。さらに,指導要領にはこれら動詞の「立ちなさい」などの命令形,「～て形」を使った「こしかけています」の他,「金さんは立ちました」などの過去形も提示されている。指導上の注意には「動詞の指導は初歩に於いては現在形を授け,次第に過去及び自動・他動等の関係を授けるのがよい。」とされている。

これら初歩の文法の導入は,「これはなんですか」の名詞文に始まり,「これは赤い花です」といった形容詞文,そして「～がいます,あります」の存在文,最後に「～しています」の動詞の「～て形」を使った文の順に提示され,これらの次によりやく『新国語教本』巻1の第1課に入るという手順になっているのである。これらの文法項目の提示順は同時期の公学校用『国語読本』巻1および「内地」の尋常小学校用『国語読本』巻1,そして朝鮮普通学校用『国語読本』巻1とほぼ同じ順番である。

### 3-3 『新国語教本』内容上の特徴

『新国語教本』の各課の内容は多岐にわたるが,ここでは,「規律,模範,衛生,遵法」,そして「科学,近代技術,社会のしくみ」,「天皇制,大日本帝国」という主に3つの項目に関して検討する。

「規律,模範,衛生,遵法」は,植民地を運営する際に現地の人民に身につけさせるべ

きことがらである。日々の生活の中であいさつや作法を身につけること、また人の模範となるべき行動をすること、衛生概念や時間を守ることなどを教科書を通じて教化しようとするものである。これらは植民地政策が個々人に直接関わる部分である。

「科学、近代技術、社会のしくみ」は、自然科学や社会科学に関わるものやいわゆる近代技術、そして世の中にどんな仕事があるのかといった身近なところから、経済や法など社会のしくみに関する内容である。これらはいわゆる「近代化」に関するものである。

「天皇制、大日本帝国」は、天皇に関するものや、日本「内地」または当時の大日本帝国の地理などを示したものである。これらは、天皇制国家の版図や概念を植え付けようとするものであり、「日本精神の涵養」という当時社会教育の大きな目標にも深く関わる項目である。これらの項目に該当する課は次のとおりである。

#### 「規律、模範、衛生、遵法」

1-31 (ゴメン クダサイ), 1-32 (ゴメン クダサイ), 1-34 (林氏桃サン ノ オタク  
ハ ドチラ デセウ カ), 1-38 (阿香 サン ハ ケフ ドウシマシタ カ), 1-39 (阿  
金 サン, 阿香 サン ノ ウチ ラ シツテ キマス カ), 1-40 (阿香 サン, ゴビ  
ヤウキ ハ ドンナ デス カ), 1-41 (阿金 サン, チコク シマシタ ネ), 1-42  
(センセイ, コンバン ハ ハヤビキ ラ サセテ クダサイ)

2-5 (オホサウヂ), 2-7 (シユトウ), 2-9 (ハウモン), 2-11 (おわび), 2-13 (時計),  
2-23 (でんわ), 2-26 (あいさつ(一)), 2-27 (あいさつ(二)), 2-40 (お正月), 2-41 (接  
待)

3-1 (国旗), 3-7 (デンセン病), 3-8 (よばうちゆうしや), 3-25 (左側通行), 3-27 (か  
りたもの), 3-37 (汽車)

#### 「科学、近代技術、社会のしくみ」

1-27 (コノ マグロ ハ イクラ デス カ), 1-28 (オクワシ ラ クダサイ), 1-48  
(ハシユツジヨ ニハ イツモ ジュンササン ガ イラツシヤイマス), 1-49 (カネイレ  
ヲ ヒロヒマシタ), 1-50 (カネイレ ラ オトシマシタ)

2-3 (四方), 2-38 (バス), 2-42 (いうびんきょく)

3-4 (水道), 3-14 (税金), 3-15 (でんぱう), 3-18 (コクモツ), 3-20 (ちょ金(一)),  
3-21 (ちょ金(二)), 3-23 (出生届), 3-24 (戸口しらべ), 3-31 (くわつどうしやしん),  
3-32 (ラヂオ), 3-34 (請求書と領収証)

#### 「天皇制、大日本帝国」

2-1 (テンチャウセツ)

3-9 (我が国), 3-28 (明治節), 3-42 (紀元節), 3-43 (えはがき)



「規律、模範、衛生、遵法」に関する項目は巻1に多く見られる。日常のやり取りの中からすべきこと、してはいけないこと、あいさつや作法などを教えようとするものである。また、種痘、伝染病、予防注射といった衛生に関するものや、病気を予防する措置として大掃除などが各巻に挙げられている。

「科学、近代技術、社会のしくみ」に関する項目はいわゆる理科の分野に相当する、方角を表した「四方」、穀物の種類を述べた「コクモツ」など、自然科学への橋渡しになる内容や、水道、バス、電報、活動写真、ラジオなどのいわゆる文明がもたらした近代技術に関する内容や、警察の仕事、買物や請求書と領収証など経済に関するもの、税金、貯金、出生届、戸口調べなど、社会のしくみに関わる事柄が挙げられている。

「天皇制、大日本帝国」に関しては、天長節や明治節、紀元節といった祝日を取り上げながら、天皇制について述べるとともに、「我が国」では樺太、朝鮮、台湾を含む日本地図を示し、当時日本の版図を教えようとしている。また、「えはがき」では東京の様子を紹介している。

なお、『国語読本』の内容によく見られる、神話や軍事的な内容は『新国語教本』には見られない。また、神話と並んで天皇制についても公学校『国語読本』にはより多くの課が割かれているが、それらは比較的学年が上の巻に見られる。公学校より短期間で日本語の習得を目指す「国語講習所」用の教本では、より抽象的な内容に踏み込む余裕はなかったのかもしれない。

より実生活に基づきながら、日常生活に必要な事柄を教授しつつ、近代知識や天皇制に関することがらを取り入れているのがこの教科書の特徴と言えよう。

## 4 おわりに

1930年代は、「国語講習所」を始めとする社会教育が盛んに推進された時期である。台湾総督府当局にとっては、社会教育は、それまでの学校教育とは異なる年齢層、異なるニーズ、あるいは異なる社会階層に属する生徒たちに、学校教育とは違った内容を大々的に教えるという初めての試みであったはずである。『新国語教本』は、台湾民衆の教化という使命を担った教科書であったのである。

その内容は、日本語教授の面から見ると、口語体を使用し、文体は対話形式と「～です・ます形」を使用しており、公学校等の『国語読本』に見られる「～だ体」や文語体、候文は見られない、徹底した話し言葉中心である。台湾民衆に対して、短期間に意思疎通の日本語を授けようという編纂側の意図が伺えよう。また、初等教育よりは年長の講習生を対象としたと思われる「請求書と領収証」や「広告」といった、実際の社会生活に即した教材を取り上げている点にも社会教育用教本の性格が現れている。

各課の内容は、日常や動物、植物といった具体的なものから、天皇制国家に関するもの

など抽象度の高いものまでと、多岐にわたるが、本稿では「規律、模範、衛生、遵法」などの社会教化、「科学、近代技術、社会のしくみ」などのいわゆる近代技術・知識、そして「天皇制、大日本帝国」などの天皇制国家に関する項目に関して検討した。この教本には、天皇制という戦前の教育の中枢を為した理念が盛り込まれると同時に、広く社会教化、近代化という内容も組み込まれていることが特徴的である。

本稿では、1930年代の初等に出版された社会教育用教本を取り上げたが、1930年以前に出版された教本や1937年に勃発した日中戦争以降に改訂された教本との比較、また、台湾での日本語教育の経験が、その後の日本語の中国大陆や南方進出にどのように関連して行くのかという問題については、後日の研究課題としたい。